投資用マンションの勧誘行為に関する苦情・相談が増加していることを受け、国土交通省は平成23年10月1日より宅地建物取引業法の規制を強化し、次の行為が禁止行為となります。

- (1) 勧誘に先だって宅地建物取引業者の商号又は、名称、勧誘を行う者の氏名、 当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行う行為
- (2) 相手方が契約を締結しない旨の意思(勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示したにもかかわらず勧誘を継続する行為
- (3) 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問する行為

次のような悪質な勧誘を受けた場合は、日時、勧誘してきた会社名・担当者名、宅地建物取引免許番号、そして具体的な状況や様子を記録し、宅建業法を所管する<u>土木建築部建</u>築住宅課(097-506-4682)にご連絡下さい。

- ○断ったにも拘わらずしつこく電話をかけてくる
- ○長時間にわたって電話を切らせてくれない
- ○深夜・早朝といった迷惑な時間に電話をかけられた
- ○絶対儲かるから心配ない

また、不審に思ったり、不要と思った場合は、毅然とした態度で断りましょう。

【消費者庁の情報】

〇通信販売業者【(株) アクオリティ】に対する指示処分について

http://www.caa.go.jp/trade/pdf/110913kouhyou 1.pdf

〇インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin704.pdf

【国民生活センター情報】

〇比較的安価な放射線測定器の性能

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110908_1.html

〇子どもの火遊びを防ぐ!ライターの販売規制完全実施

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support43.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓□へ↓URL

http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人 情報に関する相談)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

◇消費生活特別相談(平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施)

受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

◇食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp
